

被災地における未経験分野等への再就職を支援します！

～ 実習型雇用支援事業のご案内 ～

東日本大震災等の被災に伴い、未経験分野等への再就職を希望している求職者の方を対象に、原則6か月間の実習型雇用を通じて必要な技能・知識を身につけていただき、その後の正規雇用へとつなげていく事業です。

実習型雇用による再就職支援

希望する分野の企業と原則として6か月間の有期雇用契約を結び、その期間を実習型雇用期間とし、技能及び経験を有する指導者のもとで指導を受けながら実習や座学などを通じて必要な技能や知識を身につけ、その後の正規雇用へとつなげるものです。

- ※ 実習型雇用期間は有期雇用契約を締結しますので、労働基準法等の労働関係法令が適用され、事業主から賃金が支払われます。
- ※ 実習型雇用期間中の労働時間は、原則として、事業所の通常の労働者の労働時間と同程度です。
- ※ 実習型雇用を実施する事業主は、ハローワークにおいて実習型雇用に係る求人登録をしている事業主であって、実習型雇用終了後に正規雇用として当該求職者を雇い入れることを前提に受け入れる事業主となっています。（ただし、「正規雇用に移行するための要件」に達しなかった場合など、正規雇用に移行できない場合もあります。）

実習型雇用による再就職支援の対象となる方

以下のいずれにも該当する方が対象となります。

- 被災地域県内（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県）のうち、アまたはイに該当する方
 - ア．災害救助法適用市町村に平成23年3月11日時点において居住していた方
 - イ．災害救助法適用市町村に所在する事業所において就業していた方で、東日本大震災等による被害により離職を余儀なくされた方
 - 希望する職種等に係る分野について、職務経験がない者
 - 過去一定期間、当該事業主に雇われていたことがない者
 - 職業紹介以前からすでに当該事業主との間で雇用予約がなされていない者 等
- 実習型雇用による再就職支援を受けるためには、ハローワークの求職登録が必要です。まずはお近くの都道府県労働局又はハローワークにご相談ください。

